欧州特許とアジア及び中南米法との比較研究

欧州部会 比較法グループ (守田賢一、大野良、堀田陽介、宇治美知子、清水義憲)

欧州特許条約 (European Patent Convention: EPC) の規定と、インドネシア、ブラジル及びメキシコの特許法の規定について、様々な観点から比較を行った。

比較表を次ページ以降に添付する(欧州の権利化後の規定はドイツ法を記載)。

この比較表は、2013年2月時点で入手し得る情報に基づいて記載したが、法改正の情報が反映されていない部分が含まれている可能性があり、また、法解釈が定まっていないこと等から、現地代理人によって見解が分かれている箇所も含まれているため、実務においては都度確認を行っていただきたい。

以上

	EP	インドネシア	ブラジル	メキシコ
PCT国内移行期限	優先日から31ヶ月	優先日から31ヶ月 請求により、31ヶ月からさらに12ヶ月のグレースピ	最先の優先日から30ヶ月	優先日から30ヵ月
PCT翻訳文提出期限	優先日から31ヶ月、2ヶ月のグレースビリオドあり。	リオドあり 出願時にPCT出願の英訳 インドネシア語訳は出願から1ヶ月	みの翻訳を提出可能 他の箇所の翻訳は、OAを発行から60日以内に提出。	翻訳文提出のための期限を4ヵ月後に設定するOAを、審査官 が発行 OAは出願から2~3ヵ月後に発行
パリルート出願期限	第1国出願から1年	第1国出願から1年	OA発行前でも提出可能 第1国出願から1年	第一国出願から12ヵ月
外国語書面出頭の有無	可能	可能(英語)	外国語(但し、ラテンアルファベットのみ)出願可能	(17条) あり
外国語書面出願の翻訳文 提出期限	EP出願から2ヶ月	出願時に英訳 インドネシア語訳は出願から1ヶ月	OA発行から60日以内に翻訳文提出 OA発行前でも可能	翻訳文提出のための期限を4ヵ月後に設定するOAを、審査官 が発行 OAは出願から2~3ヵ月後に発行
優先期限徒過の救済措置 の有無	権利の回復の請求(EPC122条) 遵守されなかった期間の経過後1年以内であって不履行の 原因が解消した後2ヶ月以内に書面で行う	なし	優先権主張は出願時 ブラジル出願日の60日以内であれば、他の優先権で補足 可能	at at
願書	必須・出願時	必須・出願時	必須·出願時	必須·出願時 (38条)
特許請求の範囲	出願時に必ずしも必要ではない。 出願時に特許請求の範囲がない場合、EPOからの指令の受 領から2ヶ月以内に提出	必須·出願時	必須·出願時	必須·出願時 (47秦3項)
明細書	必須·出願時	必須·出願時	必須·出願時	必須·出願時 (47条2項)
図面	任意的・提出は出願時	任意的・提出は出願時	任意的・提出は出願時	任意的·提出は出願時 (47条1項)
電子出願の可否	可能	準備中	不可	不可
委任状	不要	必要	パリルート: ブラジル出願日から60日以内に提出 PCT: 国内移行日から60日以内に提出	委任状提出のための期限を4ヵ月後に設定するOAを、審査官 が発行 OAは出願から2~3ヵ月後に発行
譲渡証	不要	必要	必要 出願前:公証・認証なしの譲渡証書でよい 出願後:プラジル領事館での公証・認証必要	パリ出願であれば必要 そうでなければ上記と同様のルールが適用
発明の定義	EPCでは明確に定義していない	プロダクト又はプロセス、あるいはプロダクト又はプロ セスの改善又は発展としての、技術分野における特定の問題解決活動に注ぐ発明者の思想である	不特許発明の規定あり	自然界に存在する材料若しくはエネルギーを人の特定の需要 を満たすよう使用することができる形に変える人の創造 (15条)
治療方法は保護対象か?	保護対象でない	保護対象でない	保護対象でない	保護対象でない (19条7項)
プログラムは保護対象 か?	保護対象でない	保護対象でない	保護対象でない	保護対象でない (19条4項)
プロダクトバイプロセスク レーム	他に(新規の)生成物を定義する手段がない場合、 許される	許される	生成物をその他の方法で規定できない場合にのみ可能	許される
ユースクレーム	書いても良い	書いても良い	許される	スイススタイル形式で認められており、病気の治療への直接 的使用には不可
スイスタイプクレーム	当該出願の出願日又は最初の優先日が2011年1月29日 より前であれば、最初の又はそれに練く使用について、許さ れる。この日以降の出願については、スイスタイプのユースク レームは許されない。	書いても良い	許される	許される
オムニバスクレーム	広義では、欧州特許庁においてオムニバスクレームは許され ていない。	許されない	許されない	許されない
ジェプソン(Jepson)タイプ クレーム	許されている(典型的なEPスタイルに対応している)	許される	許される 独立項は、ヨーロッパのように"2パート形式"を採らなけれ ぱならず、従来技術を新規のものを区別するために「~を特 徴とする」という文書を含む必要あり	許される .先行技術と発明とを区別する新規な及び進歩性を有する特徴 は、「wherein」以降に定義される。
マーカッシュ クレーム	許される	許される	許される	許される
発明の単一性は、拒絶理 由又は無効理由か	拒絶理由に該当するが、無効理由には該当しない	拒絶理由に該当する無効理由には該当しない	行政上の無効審判手続(administrative nullity)が可能	発明の単一性の欠如は無効の理由であると明記はされていないもの、特許はその特許または登録が付きれたときの有効な法律の条項に反して許可された場合無効になる、と定められているため、発明の単一性要件を満たしていない場合、無効理由になり得る。
実体審査の有無	あり	あり	あり	あり (53条)
審査請求期限	欧州調査報告の発行日から6ヶ月以内	出願から36ヶ月以内	出願日から36か月 公報が発行から60日以内に追加費用を支払って回復請求 が可能	(35米) 出願当初の費用に含まれており、後に審査請求を行う必要は ない。

公開制度の有無	あり	あり	あり	あり (52条)
公開時期	出願日又は最初の優先日から18ヶ月以内。ただし、出願人 の演求により、また出願および調査費用が適切に支払われ ている時は、その日より前に公開される場合がある。	出願から18ヶ月以内 申請により早期公開ができる(有料、特許法第42条 (3)) BIRO:経験上早期公開要求をしたことがない。遅延 はしたことがある。	出願日または最先の優先日から18か月間は出願は秘密に される	事務的要件を満たした時であるが、出願から18ヵ月以内。 (52条)
特許要件として新規性は 必要か?	必要	必要	必要	必要 (16条)
新規性(公知)の判断は世 界基準か?	世界基準	世界基準	世界基準	世界基準 (16条及び12条2項)
新規性(公用)の判断は世 界基準か?	世界基準	世界基準	世界基準	世界基準 (16条及び12条2項)
新規性(文献公知)の判断 は世界基準か?	世界基準	世界基準	世界基準	世界基準 (16条及び12条2項)
グレースピリオドの有無	例外的な場合にのみ適用あり(先行技術が出願人から生成され、不正の目的で出願された場合。EPC第55条)	35 -9	出願の特許出願の日または最先の優先日以前の12ヶ月間 に、() 発明者にあて、または (() 発明者の承諾などブラジ ル特許庁によって公開された公報によって、もしくは(iii) 第 三者によって、発明者から直接的にまたは間接的に入手し た情報に基づいて開示された場合、その発明は従来技術の 一部とはみなされない	あり (18条)
特許要件として進歩性/ 非自明性は必要か?	必要	必要	必要	必要 (16条)
拡大先願(準公知)は拒絶 理由か?	拒絶理由ではない	拒絶理由(発明者·出願人同一は除外)	拒絶理由ではない	先行技術は公開されていなければ拒絶の理由にならない。
オフィスアクションの種類	 調査報告(EESR) 一通又は複数のOA 特許査定、拒絶査定 	1st OA 2nd OA 3rd OA / Final OA 特許査定 拒絶査定	1)ロA2)不利な見解(Unfavorable opinion) 拒絶理由では、審査官は独立項の限定、広すぎる構求項の 改成、移行部の置き換えなどを要求することができます。不 利な見解においては、従来技術文献をもどに、審査官が当 該出願が新規性や進歩性を有さないとの意見を提示する	事務的OA(2 OA)、業質的OA(4 OA)及び拒絶査定 (50条、55条、56条)
1st OAへの応答期限	4ヶ月、請求によって追加費用なく6ヶ月まで延長可能	内国民、在外者ともに90日 (審査官の裁量、という情報もあり)	最初と最後のOAは規定されていない 審査官は何度もOAを発行可能 審査官が「従わなければ相絶査定にする」と記載した場合、 これが拒絶査定に該当 OAまたは不利な見解に応答する期間は90日間	計4ヵ月
Final OAへの応答期限	適用なし(欧州ではFinal OAは定義されていない)	内国民、在外者ともに30日	同上	計4ヵ月(2回の2ヵ月自動延長)
拒絶査定への応答期限	不服審判請求期間:2ヶ月	3ヶ月以内に不服審判請求	拒絶査定は規定されていない 審査官が出願を拒絶した場合、その拒絶に対して60日以内 に審判譲末可 拒絶は維持されると行政段階(administrative phase)は終了 する この場合、拒絶は訴訟でのみ覆すことが可能	.拒絶査定に対する審判請求書の提出は45日以内
1st OAに対して取り得る 措置	意見書、補正書の提出	意見書、補正書の提出	意見書、補正書の提出	意見書及び補正書の提出 (55条)
Final OAに対して取り得 る措置	政州では「final OA」は定義されていないため、適用はないが、何れのOAに対しても恵見書及び補正書を提出することができる。2回目のOA後の補正の承認は、審査部の判断による。	意見書、補正書の提出	悪見書、補正書の提出	意見書及び補正書の提出 (55条)
拒絶査定に対して取り得 る措置	不服審判請求(意見書及び補正書の提出が可能)	不服審判請求	不服審判請求	審判請求書の提出。分割出願も代替案としてあるが、拒絶査 定を受領する前に出願しなければならない。
補正が可能な時期	1. 拡張欧州調査報告(EESR)後の指定された期間内 2. 実体審査段階での何れかの通知において指定された期間内 間内 3. 拒絶査定に対する不服審判請求時又はその後、審判段 階において(審判部の判断による)。	 OAが出るまでいつでもOK OA後は指定期間内 OA後、特許査定前 	審査請求までに補正可 審査官が審査請求後も補正を許可する場合もある	1. OAの前であれば、いつでも、自発的に補正することができ 2. 特許査定前であれば、いつでも自発的に補正することができる。 3. いずれかのOAに応答する時 (55季の2)
自発補正の可否	可能	可能	審査請求までに補正可 審査官が審査請求後も補正を許可する場合もある	可 (55集の2)

	新規事項追加禁止	新規事項追加禁止	出頭内容を明確化するため、または定義をわかりやすくする	新規事項追加禁止
自発補正時の補正可能範 囲	初及李·贞旭加州工	初次李·贞ル川赤正	ためにクレームの保護範囲を限定または拡張するために補 正可能	初及事項組用原正 (55条の2)
1st OA対応時の補正可 能範囲	新規事項追加禁止	新規事項追加禁止	補正クレームが補正前のクレームセットの保護範囲を拡張しないことと発明の対象が出願時に関示された内容に限定されていることが条件	新規事項追加禁止 (55条の2)
Final OA対応時の補正 可能範囲	適用なし	新規事項追加禁止	補正クレームが補正前のクレームセットの保護範囲を拡張しないことと発明の対象が出願時に関示された内容に限定されていることが条件	新規事項追加禁止 (55条の2)
不服審判請求時の補正可 能範囲	新規事項追加禁止	補正なし	審判請求する際、直接補正書を提出ことはできない しかし、補正書を提出するためにOAを発行するように審査 官に対し申請することが可能	新規事項追加禁止
誤訳訂正の可否	可能	OA期間中は可、特許査定後は不可	審査請求の前または後に自主補正の方法で訂正する	可能
出願分割制度の有無	<i>8</i> 9	<i>8</i> 0	出願分割は、以下の条件を満たした場合、出願人もしくはブ ラジル特許庁の申詢により、審査終了まで可能。 分割出願が、 ・	あり (48条)
分割可能時期	1. 審査部の最初の通知から24ヶ月以内又は、単一性にか かる最初の拒絶理由から24ヶ月以内	親出願の特許査定前	出願分割は、審査終了まで可能	特許査定謄本の発行前であればいつでも可能 (48条)
出願変更制度の有無	いくつかの州ではEP出願に基づいて実用新案登録出願に分 岐可能。さらに、第135条によると、国内出願への変更も、非 常に限られた特定の場合において(国家機密)認められてい る。	abl	<i>8</i> 69	あり (49条)
変更可能時期	出願係属中に実用新家登録出願をすることができる。	Final OAの前(経験上、BOR)	特許出願から実用新案出願への変更またはその逆の変更 が審査終了まで可能	特許庁から変更を要求されていない場合は出願後3ヵ月、又 は、特許庁からのエキスプレス要求後3ヵ月 (49条)
出願維持年金の有無	なし	なし	出願日から3年目より年金を支払う義務あり	なしだが、年金は特許された時に納付 (57条)
出願復活の手続き	例外的な場合において、回復請求によって可能。	なし	出願維持年金: 年金の不払いにより出願は保留。指定料金の支払いによって保留の通知の53ヶ月以内に出願が復活 出願審査請求: 出願日から36ヶ月以内に審査請求を行わなかった場合は出願が保留。指定料金を支払うことで、保留から60日以内に出願が復活	なし
特許発行のために必要な 手続き	登録料及び公開費用の支払い、欧州特許庁の2つの公用語 に翻訳されたクレームの提出	自動的に発行される。年金は特許付与日から1年以 内。	特許査定が公開された後、60日以内に特許発行費用(特許 付与料金もしくは最終料金とも定義される)を支払う必要あり	登録料及び最初の5年間の年金の納付 (57条)
存続期間	出願から20年	出願日から20年	特許権一出顧日から20年間有効 実用新家権一出顧日から15年間有効 意匠権一出顧日から10年間有効。5年間を3回まで更新可能 (会計・25年)	出願日から20年 (23条)
特許期間延長制度	あり(5年以内)	なし	なし	なし
情報提供制度の有無	<i>8</i> -9	あり 特許権付与から36ヶ月経過後。実施されない、実施 されるが完全ではない、社会の利益に反して実施さ れる、他の特許を侵害せずに自分の特許権を行使 できない場合のみ	あり	<i>a</i> .0
異議申立制度の有無	あり	あり	なし	なし
無効審判制度の有無	(ドイツ) あり	あり 取り消し訴訟は、商務裁判所に提出することができ る	特許付与後6か月以内に、特許の取り消しを求めて無効審 判の行政手続が可能	あり (78条)
訂正審判制度の有無	(ドイツ) あり	ช้ไ	あり	なし (61条:訂正手続きあり)

効力の範囲	(ドイツ) クレームにより決定される (ドイツ)	物を生産するためにその方法を使用し、物について上記の行為を行うことを禁止できる。	特許により、他者が特許権者の承諾なしに、次のものを製造 し、使用し、販売の申出をし、販売し又はこれらの目的をもっ て輸入することを阻止する権利が特許権者に付与される(4 2条)。 (a) 特許製品 (b) 特許方法又はその方法から直接に得られた製品 特許権者には、他者が本条に規定された行為を第三者に 行わせるため援助することを阻止する権利が更に享受され る。	特許請求の範囲、均等論なし (21条)
効力の制限	特許の効力は、次のものには及ばない。 1.非商業目的で私的に行为れる行為 2.特許祭明内容に関係して実験の目的で行われる行為 2.特許祭明内容に関係して実験の目的で行われる行為 2. 特許祭明内容に関係して実験の目的で行われる行為 2. 特許祭明内容に関係して実験の目的で行われる行為 2. 機物新品種の育成、見及び開発のための生物学的材料 2. 医薬品を欧州連合の市場に投入する販売許可、は欧州連合の加盟国著とは第3国における医薬品についての販売来認を取得するために必要とされる研究、及びその後の実際 3. 医師の処方に従って薬局内で個別に即席で行われる下級薬の関係は、工業所有権の保護に関するバリ条約の他の加盟国の船舶が一時的又は偶発的に本法の施行水域に入った場合にその代理制に関するバリ条約の他の加盟国の船舶が一時的別は偶発的に本法の施行水域に入った場合とその他の付属物に関し、その船舶上で行われる特許発明の内容の使用。ただし、この内容が専ら当該船舶の必要のために使用されることを条件とする 5. 工業所有権の保護に関するいり条約の他の加盟国域に入った場合において、航空機又は車両の複構造者とは健康、反は当該航空機又は車両の付属物における特許発明の内容の提出を関する条約1第27 0. 1944年12月1日の「国際民間航空に関する条約1第27 0. 1944年12月1日の「国際民間航空に関する条約1第27 0. 1944年12月1日の「国際民間航空に関する条約1第27 0. 1944年12月1日の「国際民間航空に関する条約1第27 0. 1944年12月1日の「国際民間航空と関係」とだし、当該航行為が、同系の規定の適用対象である他国の航空機に関する場合のであるとを条件とする。 1. 1945年12日、1945年12日	1. 教育・研究・実験・分析 2. 他国で正当に販売された合法市場からの医薬品の 輸入 品の 輸入 3. 特許講了後の販売許可を得るための医薬製造 (存続期間満了前2年) 4. 先使用者の実施 特許法第99条によれば、特許が国家の安全保障 や公共の利益にとってきわめて重要であると政府によって認められた場合は、政府は自らその特許を実	基づいて判断されるクレームの内容により確定される(41条)。 特別な状況・現時点では特許の効力が制限されるような特別な状況が思い出されないが、ブラジル特許法34条によると、以下を示すことができる: -私的なもので商業目的を有さない使用 -科学的若しくは技術的研究又は調査に関連して行われた実験での使用 -個別の症例のため医師の処方に従って資格を有する専門家が調合した特許医薬品の使用	メキジュ産薬財産法薬22条 特許によって与えられる権利は次に対しては効力が及ばない。 (2) 私的著しくは学斯的分野において非営利目的の下に、純粋 に実験的、試験的又は教育的な目的での科学者しくは技術的 な研究活動に従事し、そのような目的のために特許された物 者しくは方法と同の物又は方法を製造者したは使用する第三 者(2) 特許物、又は特許方法を使用して得られた物を、これらが (2) 特許出願日又は、該当する場合は、承認される優先のよう な使用者しくは教造の無を撮合し、又はそのような 使用者しくは教造の無を撮合し、又はそのような を用者しくは教造の無を撮倒の一部を構成しかつ当該輸 送機関での当該特許免明の使用 (v) 性新に関する特許の場合で、他の物を得るために原種の ながに関する特許の場合で、他の物を得るために原種の なが、対象がはは増殖の出発材料と して特許的を使用する第三者 (v) 生物に関する特許の場合において、特許 物が特許権者又はは実施権者によ がり、生物で構成される物に関する特許の場合において、特許 物が特許権者又はは実施権者によ がり、生物で構成される物に関する特許の場合において、特許 物が特許権者又はは実施権者によ でそれらを使用し、派遣させ、又は販売する第三者 本条に規定される行為は、何れも本法の範囲における行政上 の遺反行為及び犯罪を構成しな い。(22条)

		I the bar of the same of the s	######################################	()
直接侵害の成立要件	1. 特許の対象である製品を生産し、提供し、市販し若しくは使用し、又は当該目的のためにこれらの製品を輸入し若しく。は保持すること、又は特許所有者の同意を得ないでその方法を使用することが禁止されていることを当該第三者が知っているか若しくはそれが状況からみて明らかである場合に、ドイツ内での使用のために、その方法を提供すること。 3. 特許の対象である方法によって直接に得られた製品を提供し、市販し若しくは使用、又は当該目的のために輸入し若しくは保持すること	第14号)	参照)	メキシコ産業財産法第213 条 以下の行為は行政上の法規違反を構成する。 - 省略一 (ID 特許を得ていない物を特許を得たものであるように装うこと。得られた特許が満了となり又は無効の宣言を受けた場合 は、消滅日又は無効決定の免効日から1 年が経過した後にこ の行政上の法規違反は成立する。 - 省略一 (XI) 特許、又は実用新業者とくは意匠の登録によって保護されている物を、特許権者、実用新業権者又は意匠権者の同意者 しくは適切なライセンスを得ることなく、製造又は開発すること (XII) 特許、又は実用新業権者の同意者しくは適切なライセンスを得ることなく製造又は開発されたことを知って、販売に供し 若しくは供給すること (XIII) 特許を受けた方法を、特許権者の同意若しくは適切なライセンスを得ることなく機力又は開発されたことを知って、販売に供し 若しくは供給すること (XIII) 特許を受けた方法を、特許権者の同意若しくは連切なライセンスを得ることなく使用されたことを知って、販売に供し若しくは供給すること (XIII) 特許を受けた方法を使用して製造者とくは連切なライセンスを持ることなく使用された。
間接侵害の成立要件	(ドイツ) 特許は、特許所有者の同意を得ていない第三者が、当該発明の本質的要素に関連する手段をその発明の本法の施行領域内で、特許発明を実施った動いた。本法の施行領域内で、特許発明を実施する機を有する表別外の者に提供又は供給することを禁止するという更なる効力を有するが、ただし、当該手段がその発明の実施に適したものであり、かつ、そのように意図されていることを、当該第三者が知っているか又はそれが状況からみて明白であることを条件とする		<u>毎年による侵害</u> ブラジル特許法第185条は、特許製品の 部品又は特許方法を実施するための材料者しくは勝具を 結することは期罪であると規定している。ただし、部品、材料 又は器具の最終的使用によって、必然的に特許対象が実施 されるようになることを条件とする。 刑罰 ─1月以上3月以下の禁錮、又は罰金 <u>均等による侵害</u> ブラジル特許法第186条は、侵害が特許 クレームの全てに係わるものでない場合であっても、又は特 許対象と同等の手段の使用に限られている場合であって も、犯罪であると規定している。 刑罰 ─1月以上3月以下の拘留、又は罰金 上記第42条に基づき、販売の申出をすることも間接侵害とみなされる。	規定なし
特許権侵害の救済(民事・ 刑事)	(ドイツ) 民事及び刑事の教済あり	民事上の教済 ・商務裁判所への差止め請求、損害賠債請求 ・特許を侵害した者は最高5億ルピア(400万円) の罰金に処せられる。また、簡易特許(Simple Patent)を侵害した者は最高2.5億ルピアの罰金に処せられる。 刑事上の教済 特許侵害で恋役最高4年、簡易特許侵害で恋役最高2年の実刑	民事の連法行為 ブラジル特許法第44条によると、特許権者は、出願公開日 プラジル特許法第44条によると、特許権者は、出願公開日 実施に関して補償を得る権利が保障されている。 ブラジル特許法第208条によると、特許権の侵害による損害 勝債は、侵害が生じていなければ被侵害者が取得したであ ろう利益によって決定され、同法第210条に従って計算され る。 犯罪: ブラジル特許法第183条によると、特許取得製品を製造する こと、又は特許取得方法を使用すること犯罪 ごうジル特許な得方法を使用すること犯罪 ごらに、同法第184条によると、次に掲げる行為は、犯罪であ る。 (① 特許取得別と3月以下の拘置、又は到金を輸出、販売し、販売し、販売し、販売した財品を 済目的で使用するために貯蔵し、隠匿し又は受領すること 又は 10 特許取得製品、又は特許取得方法により得られた製品 済目的で使用するために貯蔵し、隠匿し又は受領すること、又は 10 特許取得製品、又は特許取得方法により得られた製品 アスは 11 日以上3 月以下の禁錮、又は劉金	民事訴訟による損害賠償請求が可能。民事訴訟は行政訴訟 および全ての審判的結審した後にのみ、行うことができる。 メキシコ産業財産法第221 条の2 本法に規定する1 又は複数の産業財産権の侵害が関与している場合において、そのようを権利の侵害による物質的損害 の賠償又はその他の損害及び不利益の補償の金額は、如何 なる場合にも、関係する商品者してはサービスの市場における 家売債格者とはは提供価格の40パーセントを下回ってはなら ない。 特許権の侵害行為が繰り返される場合は、刑事犯罪とみなさ れる場合がある。 (221条の2)

通常実施権の内容	権利の帰属	ライセンスに関する特別な規則は現在までに発表されていない。 (ランセンスに関する特許法第69-73条(2001年法 律第14号))・契約による実施権 独占的、非独占的の契約は自由 実施権契約は知的財産総局に記録しなければ第 三者に対抗できない ・強制実施権 不実施の場合特許権付与の日から36ヶ月経過 後は何人も知的財産総局に強制実施権の申請をす ることができる	プラジル特許法第68条及び第72条に規定される強制ライセンスの場合、包括的ライセンスが付与される: 第68条一特許所有者が特許によって得られた権利を濫用したこと、又はその権利を使用して経済力を濫用したことが、行政上著しくは司法上の決定によって証明された場合は、特許所有者は、その特許に関して強制ライセンスが付与されることに従わなければならない。 第72条一強制ライセンスは、常に非様他的ライセンスとして付与するものとし、サブライセンスを付与することは認められない。	特許が有効であること、およびメキシコ特許庁に登録されていることが第三者への対抗要件となる。 (63条)
専用実施権の内容	(ドイツ) 権利の帰属	ライセンスに関する特別な規則は現在までに発表されていない。 (ランセンスに関する特許法第69-73条(2001年法律第14号))		特許が有効であること、およびメキシコ特許庁に登録されていることが第三者への対抗要件となる。 (63条)
先使用による実施権の内 容	(ドイツ) このようなライセンスはないが、私的先使用は正当に特許を 制限する		先使用者にライセンスを与える必要はないが、以下の通り規定する第45条に基づいて付与することができる: 第45条一特計出額に保わる出額日又は優先日の前に、ブラジルにおいて出額の対象を善意で実施していた者には、負担を伴うことなく、従前通りの方法及び条件で、その実施を離離検する権利が与えられる。	無
不実施による実施権の内容	(ドイツ) 発明が特定の公益を持つものであり、特許所有者が発明を 実施せずライセンスの付与を拒絶する場合を除き、規定はな し、		包括的ライセンス (第68条 及び第72条)。	何人も、特許査定の日から3年経過後又は出願から4年経過後、発明が適切に更施されていない場合は、当該不実施に適切い正当な理由がない限り、強制的実施権の付与を請求することができる。強制的実施権を請求する者は、当該特許発明を効果的に実施するとめの技術的及び経済的な能力を有していなければならない。特許庁は、強制的実施権の付与の前に、特許権所有者に対して、本人宛の個人的な通知の日から1年以内に、当該特許を実施する機会を与えなければならない。 商当事者に通知した後、特許庁は強制実施権の付与について決定しなければならず、付与することを決定した場合、その期間、条件、範囲および特許権所有者に支払うべき使用料を規定しなければならない。強制実施権の付与から2年後に当該特許が実施されていない場合、特許庁は特許の失効を宣言することができる。 強制実施権は排他件であってはならない。付与された者は特許庁の許可を得た場合の外、許可された特許が実施される報告を提供に譲渡することができる。

2人の競争相 その他の実施権の内容	Fが互いを妨害しあう場合、強制クロス・ライセ ンスが可能	強制ライセンスに関する特別な規則は現在までに発表されていない。 表されていない。 (強制ランセンスに関する特許法第74-87条(2001 年法律第14号))		公用使用権 General Health Councilの優先的注意を要するような深刻な疾患の発生を含む、国家の非常事態または安全上の理由により、そのような理由が存在する限り、公用使用権を設定しなければ、主要商品、サービス又は医薬の生産・供給又は配布が限まれ、妨害され、価格が高騰すると考えられる時は、特許庁とは、公報への言葉において、公用使用権の使用を決定することができる。衛生局は製造条件及び質、当該使用権の適用期間と範囲及びその出願人の技術的能力の分類を決定しなければならない。特許庁は、特許作所である。 使用料を決定しなければならない。 (77条)
----------------------	---------------------------------	---	--	--